

最低賃金改正のお知らせ

広島県最低賃金は
令和 7 年 11 月 1 日 から

時間額 **1,085** 円です。

(令和 7 年 10 月 31 日までは、1,020 円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金



今回の改正により、

「広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金」 以外
の広島県特定最低賃金は、改正されるまでの間、広島県最低賃金額を下回りますので、
令和 7 年 11 月 1 日からは広島県最低賃金額 (1,085 円) が適用されます。

- * 広島県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。
- * 特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。
- * 年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

詳細については、下記にお問い合わせください。

広島労働局 賃金室 Tel082-221-9244

広島中央労働基準監督署 Tel082-221-2460

呉労働基準監督署 Tel0823-22-0005

福山労働基準監督署 Tel084-923-0005

三原労働基準監督署 Tel0848-63-3939

尾道労働基準監督署 Tel0848-22-4158

三次労働基準監督署 Tel0824-62-2104

広島北労働基準監督署 Tel082-812-2115

廿日市労働基準監督署 Tel0829-32-1155

中小企業・小規模事業者への、生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善等に対する最低賃金・賃金引上げの各種支援策については、裏面及び HP をご確認ください。



賃金引上げに関する支援

1_業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

- ・お問合せ先 広島働き方改革推進支援センター TEL 0120-610-494
- ・申請先 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247
〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館5階

2_広島県賃上げ環境整備支援事業補助金

賃金の引き上げと、生産性向上に資する設備投資に取り組み、国の業務改善助成金の支給を受けた県内の中小企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ・お問合せ先 広島県商工労働局雇用労働政策課 広島県賃上げ環境整備支援事業補助金担当
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL 082-513-3411

3_キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

- ・お問合せ先 広島労働局 職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832
〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル4階

4_働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

- ・お問合せ先 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

5_人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

- ・お問合せ先 広島労働局 職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832

支援策の詳細は、HP等をご確認ください。

2以外の詳細
はこちら→



2の詳細は
こちら→



その他の「最低賃金・賃金引き
上げに向けた支援策」につい
ては、こちら（特設ページ）→



中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援策の提案(相談窓口)

広島働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた助成金や労務管理等に関する相談に対して、無料で労務管理等の専門家(社会保険労務士等)による窓口等での支援や訪問支援(原則3回まで)を行います。

- ・ご相談窓口 広島働き方改革推進支援センター TEL 0120-610-494
〒732-0827 広島市南区稻荷町 4-5 尾崎ビル 803

